

むずかしい相続税を簡単にわかってもらうための相続専門レポート

# 相伝 -souden



----- このレポートを読んでいただきたい方 -----

- 過去に相続を経験し、次回の相続もつつがなく終りたいと思われている方
- 先祖代々の財産を守りたいと思われる方
- 相続争いをしたくない方
- 貸家経営をされている方
- 自営業をされている方で、自分の会社の株式について対策を行いたい方
- 不動産管理会社を持たれている方
- 相続を経験したことがない方

**2016.6.20 vol.83**

- ①パナマ文書からみる専門家としての倫理の基準！？
- ②空き家でも、小規模宅地の特例が使えるの！？
- ③相続税の書面添付の現状
- ④相続税が2割増しになる相続人がいる！？

※このレポートは、税法上の条文などを簡易に解釈し書いています。従って、読者の行動までも責任をもつものではありません。何か対策等のアクションをおこす際は、必ず、専門家（税理士・公認会計士等）にご相談の上で、実行していただきますようお願いいたします。



《発行》 相続手続きお悩み解決センター

税理士法人 上坂会計／株式会社 ライフデザイン研究所  
福井県福井市江守中2丁目 1312 番地

TEL : 0120-939-243 FAX : 0776-36-8245

URL : <http://souzoku.uesaka.ne.jp/> MAIL : [soden@uesaka.ne.jp](mailto:soden@uesaka.ne.jp)



# 1 パナマ文書からみる専門家としての倫理の基準！？

Writer 公認会計士 上坂 朋宏

今回、私たち専門家がもつべき倫理について書かせていただきます。  
少し長いですが、是非お読みいただきたいです。  
その倫理観が皆様と合致すれば、私たちと一緒に資産を保全していきませんか？

たくさんの土地や建物をお持ちの読者の皆様には、なんとも、やるせないような記事が最近多く出ています。

それは、「パナマ文書」

書いている新聞や雑誌によって、その金額はばらばら。つまり、把握しきれていないのです。

世界のほとんどの大手金融機関が子会社やペーパー・カンパニーを作り、そこに資金を移動し、運用していることが明らかになりました。

5月10日に公開されたデータでは、バンク・オブ・アメリカ、ウェルズ・ファーゴ、JPモルガン・チェース、シティ・グループ、モルガン・スタンレー、ゴールドマン・サックスなど、アメリカのウォール街の大手銀行がほぼすべて出ています。加えて、英国のグローバル・バンクであるHSBC、バーレイズ、ドイツ銀行、フランスのBNPパリバ、ソシエテ・ジェネラル、オランダのABNアムロ、スイスのクレディ・スイスやUBSなど、世界中の大手銀行の名前が出ているのです。

## ■タックスヘイブンの概要

パナマ文書というのは、ご存知のように、パナマの法律事務所から流出した文書で、タックスヘイブンを利用していた世界中の富裕層、要人たちのリストが書かれていました。そこには、キャメロン首相、習近平氏、プーチン大統領など、国家主席の名前も。タックスヘイブンというのは、直訳すれば、租税回避地。通常は、税金天国と言われます。税金が極端に安い国、地域のことです。ケイマン諸島、パナマ、南太平洋諸島の国々や、広義では香港、シンガポールなども含まれます。

タックスヘイブンに住居地を置けば、個人の税金はほとんどかかりません。また各国を股にかけている多国籍企業が、本拠地をここに置いておけば、法人税の節税もできます。タックスヘイブンに本社を置いて、各国には子会社を置きます。そして、各国の利益は、タックスヘイブンの本社に集中するようにしておくのです。（日本の場合（多くの先進国においては）タックスヘイブン税制なるものがあり、なんでもかんでも安くなるわけではありません。）

そして、タックスヘイブンには、もう一つの性質があります。

それは「守秘性」です。

タックスヘイブンは、自国内に開設された預金口座、法人などの情報を、なかなか他国に開示しないのです。たとえ犯罪に関係する預金口座、企業などであっても、よほどの

ことがない限り、部外者には漏らさないのです。そのため、世界中から、脱税のための資産隠しをはじめ、麻薬などの犯罪に関係する金、汚職など不正な方法で蓄えた資産が集まってくるのです。

私は、以前にこのようなスキーム（取引形態）の勉強会やら、実際にシンガポールなどにも訪れ、また、イギリスのマン島（タックスヘイブン）などにも赴いたことも多々あります。

しかし、このスキーム（取引形態）を、どうしても受け入れることができませんでした。

**タックスヘイブンを使う形は、脱税ではありません。違法でもありません。でも、やはり異常なのです。**そこがどうしても自分自身の中で、解決できなかったのです。

多くの経営者や地主さん達とおつきあいがあります。必死になって働いている方達。そして、その中で、精一杯の税金を支払っていく。

私どものお客様は、そんなお客様がほとんどです。そんな方達の顔が頭に浮かぶのです。

実は、このようなことをアドバイスする業務は、非常に単価が高いのです。私は、自社のドリーマー（上坂会計グループは社員のことをドリーマーと呼びます。）にも常々言っているのですが、

「美しくなければ勝っても賊軍」という言葉です。

つまり、お金儲けをしても、そのことが、自分自身の倫理に反していれば、それはしてはならないことだと思うのです。

脱税ではなくても、方法として、異常なものが多く出回っています。そのことを提案するかしらないかの判断は何か？いつも悩みます。

私は、その判断基準は、

### 「自分なら実行するか？」

というところにおいています。資産税だけではなく、法人税や所得税でもいろいろな形態があります。

それなら実行するよね～と思ったことは、皆様にお薦めするようにしています。

失礼ながら、通常、納税者の方は、税法的な倫理観を持ち合わせない。今回のようにタックスヘイブンという地域を利用すれば、税金を支払わなくてよいと言われれば、それを実行するのは当然と考えます。

それが、正義であるかどうかを判断すべき基準を学んでいないのです。

だから、私たちは、その倫理観を教えることも、自分たちの仕事の重要な部分であると考えています。

役に立つ税理士として評価されたいという欲に負け、優秀だという知識に溺れ、皆様に損失を与えないように、倫理観を磨き続けていきたいと思えます。





## 2 空き家でも、小規模宅地の特例が使えるの!?

Writer 相続アドバイザー 宅地建物取引士 宮司 幸仁

相続財産である土地の評価をする際に「宅地の評価を下げましょう」という特例があります。小規模宅地等の特例という制度です。

この制度でよく使われるのが、特定居住用宅地等の適用です。特定居住用宅地とは、被相続人(亡くなった人)が住んでいた家の敷地を言います。被相続人が住んでいた家の宅地は、一定の要件を基に 330 m<sup>2</sup>までを限度に評価を 80% 下げましょう、という制度です。

例えば、ある自宅敷地 300 m<sup>2</sup>の相続評価が 1,000 万円と評価されたとします。小規模宅地等の特例が適用されれば、  
1,000 万円×0.8=800 万円減額され、評価が 200 万円に下がるのです。

この特例を適用するには、いくつか要件がありますが、その中に、「被相続人の住んでいた家の宅地等であること」とあります。  
被相続人が所有していた家でも、相続日まで被相続人が住んでいなければ、この特例は適用できません。

では、一人暮らしの被相続人が、以下のような理由により自宅に居ないまま亡くなったとすれば、どうなるのでしょうか。

- ① 病気を患い病院で入院したまま死亡
- ② 老人ホーム(健常者専用)に入所していた状態で死亡
- ③ 特別養護老人ホームに入所していた状態で死亡



それぞれの答えは以下の通りです。

- ① 病気を患い病院で入院したまま死亡 ⇒適用できます。  
病院は病気を治すために入院するものであって、住むためではなく、生活の拠点は自宅が変わらないと解釈され、適用できます。
- ② 老人ホーム(健常者専用)に入所していた状態で死亡 ⇒適用できません。  
心身共に健康で介護の必要がない状態で、自宅にいるのと同様に生活ができる状態であれば、生活の拠点が老人ホームに移ったと解釈され、適用できません。しかし、被相続人が以下の要件に該当するのであれば適用できます。
  - ・介護が必要であること
  - ※入所時健常者で、入所後介護状態になった場合でもOK
  - ・入所後、自宅が他の者の居住用に使われていないこと

③ 特別養護老人ホームに入所していた状態で死亡 ⇒適用できます。

特別養護老人ホームは、要介護3以上の認定を受けた方が入所できるホームであり、1人で生活することが困難な状態であると判断されます。その解釈は、病院で入院しているケースと同様で、生活というよりも介護をするために必要な入所とされ、特例が適用できます。

ただ、その際にも②で掲げた条件も必要となります。

被相続人が1人暮らし、老人ホームに入所している、ということは今後も増えていき、他人事でない身近な問題になってくると思います。その中で、小規模宅地等特例の適用を検討するなら、その要件を満たしているかを細かくチェックする必要があります。適用要件は、ここに掲載した内容の他にも多数あるので、検討される際は、必ず我々のような専門家に事前に相談して頂きたいと思います。

### 3 相続税の書面添付の現状

Writer 相続診断士 竹原 琴美

相続税申告の書面添付というものを聞いたことはありますか？

相続税申告をすることも経験がある方が少ないですし、聞き慣れない言葉ですので説明します。

相続税申告において「書面添付」とは、その申告内容について、会計事務所が、相続人から証拠書類の収集・分析・事実確認を実施し、税務判断をした記録を文書として残し、その文書を申告書と一緒に提出することを言います。

書面添付は申告後の税務調査と結びついています。

相続税の総申告件数に対する税務調査の割合は全体では25%前後と言われてはいますが、相続財産が2億円を超えるような方は、40%から50%とも言われています。

申告が終わってほっとするのもつかの間、次は調査がいつ来るのだろうと不安ですね。

私たちも5年ほど前から書面添付を本格的に実施していますが、書面添付を実施している申告書についての税務署からの意見聴取は10%以下と非常に少なくなっています。税務署から会計事務所への意見聴取後に税務調査に移行する件数も1件あるかないかですので、調査の割合は非常に少なくなります。しかし少なくなるとしても財産総額や金融資産の割合などで、調査対象となることはありますので、一概に調査率が低くなると簡単には言えませんが、低い傾向にあるということは言えるようです。

納税者の皆さんは、税務申告をした後、実地調査がないことはとても安心ですね。これが書面添付を実施するメリットです。

書面添付を実施するには、会計事務所の経験や実力が必要ということもありますが、会計事務所との信頼関係のもと、納税者である相続人の方にも細かく調べていただかなくてはいけないこともあります。亡くなる方の財産について、不明な部分を解決しておき、例えば預金の大きな支出について、信憑書類を整えておくことも対策のひとつと言えるでしょう。

実地調査に移行する割合が減少すること、調査期間も短縮されることなど、相続人の皆さんにとって、書面添付を実施してもらうメリットは大きいと思います。私たちも経験と知識向上を目指し、正確な書面添付を実施できるよう努力しています。

## 4 相続税が2割増しになる相続人がいる！？

Writer 相続診断士 石田 典子

近年、遺言を作られる方も増えてきていますが、遺言は法定相続人以外の人にも財産を渡すことができるということもあり、孫に渡すことや、子供がいない方が甥や姪に渡すような内容の遺言もあります。

亡くなった後に自分が渡したい人に財産を渡せるということで、遺言はとても有効な方法ですが、注意いただきたいのは、財産を取得した人によっては、相続税が2割加算される場合があるということです。

「相続税の2割加算」とは、相続、遺贈（遺言で財産をもらうこと）、相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人（亡くなった人）の一親等の血族（※代襲相続人となった孫を含みます。）及び配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額はその相続税額の2割に相当する金額を加算した金額となります。

よって法定相続人以外の方が被相続人の財産を取得する場合には特に注意が必要です。

（※代襲相続人とは法定相続人が被相続人より先に亡くなっていた場合に代わりに相続人となる人を言います。）

例えば、以下のような場合が2割加算の対象となります。

- ①被相続人の兄弟姉妹、甥や姪が相続人となった場合
- ②被相続人の養子として相続人になった孫（代襲相続人を除きます。）

遺言による遺贈だけでなく、生命保険の死亡保険金受取人として指定されていたことにより上記のような人が保険金を受け取った場合も、同様に相続税が2割加算となります。さらに、法定相続人ではない人が受け取った死亡保険金については、非課税額の適用はありませんので、受け取った保険金全額が相続税の課税対象となります。

もしこんな遺言があった場合、相続税がどうなるか見てみましょう。

【例】財産は預金1億円のみ。

法定相続人は長男と、養子縁組をしている長男の子（孫）の2人だけ。  
遺言には長男と長男の子である孫へ1/2ずつと書かれていた。

(1人あたりの課税価格)

1億円－基礎控除4,200万円×法定相続割合1/2=2,900万円

(長男の相続税)

2,900万円×税率15%－控除額50万円= 385万円

(孫の相続税)

2,900万円×税率15%－控除額50万円=385万円

385万円+385万円×0.2= 462万円

このように同じ金額を相続しても、孫は2割加算となるため納める税額が多くなります。

遺言をされる場合や保険に加入される場合は、相続税を把握された上で手続きを進められるとよいですね。

私どもは相続対策のご相談もお受けしています。

財産評価から相続税試算、課題点の抽出など現状把握から始め、対策のご提案から実行支援までお手伝いさせていただきますので、まずは無料相談で気になっていることを何でもご相談ください。

#### -----編集後記-----

今月初め、相続チーム全員で合宿を行いました。

様々な課題についてじっくり話し合い、普段共有できていない細かなことまで共有でき、とても充実した時間でした。

相続手続きお悩み解決センターとして、皆様にまたいろいろな情報提供ができるように、そして様々なお悩み解決や、想いをカタチにするお手伝いをさせていただきたいと思えます。今月から、無料相談会も開催日程を増やし、日曜だけでなく毎週水曜日にも開催しておりますので、どうぞご利用ください。



お客様の要望にお応えするために、  
私達、上坂会計グループは、  
総合事務所を目指しています。

弁護士・司法書士 有資格者を募集しています。

お問い合わせは、相続手続きお悩み解決センターまで



**0120-939-243**



私ども上坂会計グループは創業 1970 年  
顧問先数 510 社の会計事務所を母体にし  
たコンサルティング会社です。

税理士法人 上坂会計／株式会社 上坂経営センター／株式会社 ライフデザイン研究所  
株式会社 ビジネス・アイ／社会保険労務士法人 上坂&パートナーズ

UESAKA ASIA ADVANCEMENT MANEGEMENT AGENCY Co.,Ltd. (カンボジア)